

令和 2 年 度

定 例

第 4 回

臨 時

佐用町教育委員会会議録

佐用町教育委員会

令和2年度 第4回定例教育委員会会議録

日 時 令和2年6月23日(火)

開 会 午後1時30分

会議場 役場3階 301会議室

佐用町教育委員会

教育長 浅野 博之

応召した教育委員(4人)

岡本 正 永井 薫 花尾 睦明 岡田 真希子

応召しなかった教育委員(0人)

会議に出席した教育委員(4人)

岡本 正 永井 薫 花尾 睦明 岡田 真希子

会議に欠席した教育委員(0人)

傍聴者(1人)

議事に関係した事務局職員

教育課長	宇多 雅弘
生涯学習課長	安東 文裕
教育課企画総務室長	大下 順世
教育課教育推進室長	大野 公嗣
教育課給食センター所長	山崎 二郎
教育課西はりま天文台公園長	西本 和彦
生涯学習課生涯学習推進室長	吉田 美恵
教育課企画総務室長補佐	寺田 良和

議事日程

開 会

日 程 1 会議録署名委員の指名

日 程 2 会議録の承認
令和2年度第3回定例教育委員会

日 程 3 教育長報告

日 程 4 教育委員報告

日 程 5 議案審議

議案第7号 佐用町立学校における臨時的任用・任期付採用の教職員及び会計年度任用職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱の制定について

議案第8号 佐用町公立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱の全部を改正する要綱について

日 程 6 協議・報告事項

- (1) 佐用町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校づくりに関する方針）の策定について
- (2) 社会教育及び社会体育施設の再開に伴う生涯学習事業の実施について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (4) その他

閉 会

開 会

教育課長 定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第4回定例教育委員会を開会させていただきます。

それでは、会議日程に基づき会議を進めさせていただきます。

なお、傍聴者のかたには、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますようお願いいたします。

日程1 会議録署名委員の指名

教育課長 日程1 会議録署名委員の指名でございますが、岡本委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育委員 はい。

日程2 会議録の承認

教育課長 日程2 会議録署名委員の承認でございます。令和2年度第3回定例教育委員会会議録の署名につきましては、永井委員に決定しておりますのでよろしくお願いいたします。

教育委員 はい。

日程3 教育長報告

教育課長 続いて、日程3 教育長報告でございます。

教育長 6月から学校が再開しましたが、最初の1週間の間に生徒が熱中症の疑いで救急車で運ばれるという事案がありました。寝不足による体調不良も重なったようです。それ以降、大きな問題等はないと報告を受けています。

最近、暑くなってきましたので、熱中症対策と感染予防も行いながらの学校運営で、先生方にもいろいろと負担が掛かっているのではないかと思います。

登校については、中学校は更衣室での密を避けるために体操服での登校を行っています。小学校も暑さの状況に応じて体操服での登校を認めている学校があります。

GIGAスクール構想によるタブレットの導入については、県の共同調達により日本電通株式会社に決定しました。長期休業時のオンライン授業など、その重要性が取り沙汰されていますが、本来の授業の中でしっかり

I C Tを活用できるよう進めていきたいと考えています。先生方には十分研修を受けていただき、来年4月から本格的な活用ができればと考えています。

教育課長 続いて教育課と生涯学習課から主な行事予定を報告いたします。
(6月・7月の事業計画、実施状況について説明)
続いて、生涯学習課より説明いたします。

生涯学習課長 生涯学習課から主な行事予定を報告いたします。
(6月・7月の事業計画、実施状況について説明)

教育課長 これ以外に、各室からの報告事項があればお願いします。

企画総務室長 先月の定例委員会に上程しました町指定天然記念物「瑠璃寺のサワグルミ」の指定解除に係る諮問について、7月2日、町文化財保護審議委員会が開かれる予定となっております。

教育推進室長 今月末より学校訪問が始まりますので、ご多忙の中申し訳ありませんが参加いただきますようお願いいたします。また、7月2日の管理職選考試験についても参加いただきますようお願いいたします。

天文台公園長 6月21日に部分日食の観察会を開催しました。新型コロナウイルス感染防止のため、積極的な広報はしませんでした。約150人の参加がありソーシャルディスタンスに注意を払いながらの開催となりました。残念ながら曇天のためくっきりと見ることはできませんでしたが、参加された方々には喜んでいただけました。

給食センター所長 配膳時の子ども同士の接触を少しでも減らすために、2週間は器の数を減らしてご飯とおかずを1皿にできるよう献立も変えました。3週目から通常に戻しましたが、箸・スプーンは当面持参していただくこととしています。

生涯学習推進室長 特にありません。

教育課長 以上報告が終わりました。委員のみなさまからご意見・ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

教育委員 (意見なし)

教育課長 ご意見が無いようですので次に進めさせていただきます。

日程4 教育委員報告

教育課長 日程4 教育委員報告に入ります。順に報告をお願いします。

教育委員 先日、管理職試験の論文を見させていただきました。大変良く勉強もされており、また意見もしっかりとまとめられていたと思います。

教育課長 他に報告事項・ご意見が無いようですので次に進めさせていただきます。

日程5 議案審議

教育課長 続いて日程5 議案審議に移ります。

議案第7号「佐用町立学校における臨時的任用・任期付採用の教職員及び会計年度任用職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱の制定について」及び議案第8号「佐用町公立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱の全部を改正する要綱について」ですが、それぞれ関連する議案ですので、一括上程させていただきたいと思いますがご異議ございませんか。

教育委員 (異議なし)

教育課長 それでは議案第7号及び議案第8号を一括上程させていただきます。
事務局より議案を朗読いたします。

企画総務室長補佐 (議案書朗読)

教育課長 朗読が終わりました。教育推進室長より説明いたします。

教育推進室長 まず、議案第7号について説明させていただきます。

地方公務員法が一部改正され、令和2年度より公立学校における臨時的任用・期限付採用教職員及び会計年度任用職員についても人事評価の対象となりました。これに伴い、佐用町においても臨時的任用・期限付採用教職員及び会計年度任用職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱い要綱を制定する必要が生じました。

人事評価については10月1日を基準日とし、第1次評価者である教頭・第2次評価者である校長が人事評価表を作成します。それを基に面談し、評価結果を本人に伝えることとなっていますが、この要綱は面談時に申し立てがあった場合の取り扱いについて定めるものになります。

(議案について資料に基づき説明)

続いて、第8号議案について説明させていただきます。

先ほどの7号議案は臨時的任用職員等に係る要綱ですが、8号議案は正規教職員に係るものです。正規教職員については、平成18年9月に人事評価制度の試行にあわせて要綱を制定し現在まで運用してきましたが、この度の7号議案を制定するにあたり、双方の要綱を統一した文言及び体裁に揃えるものでございます。

(議案について資料に基づき説明)

教育課長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

教育委員 今までも人事評価については面談等を行ってきたと思いますが、このタイミングで要綱の制定・改正というのは県等からの指示によるものですか。

教育推進室長 今年度から会計年度任用職員に替わり、昇給や期末手当が支給されることになりました。評価結果がC評価となった場合は、原則として同一所属での任用更新を行わないなど、翌年度以降の任用の基礎資料となります。

教育委員 C評価の方の採用は見送るということですか。

教育推進室長 別紙の要綱では、原則として、同一所属での任用更新は行わないと示されています。

教育委員 正規職員については、今までも教頭・校長が評価はしていたと思いますが、会計年度任用職員も対象となるということですか。

教育課長 この度、会計年度任用職員に替わったことにより制度化されたものです。

教育課長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

教育委員 (意見なし)

教育課長 他にご意見等が無いようですので、議案第7号及び議案第8号の承認についてそれぞれお諮りいたします。まず、議案第7号について承認いただけますか。

教育委員 (はい)

教育課長 次に、議案第8号について承認いただけますか。

教育委員 (はい)

日 程 6 協議・報告事項

教育課長 日程6 協議・報告事項に入らせていただきます。

(1)佐用町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校づくりに関する方針）の策定について、教育推進室長より説明いたします。

教育推進室長 令和2年3月の定例教育委員会において承諾いただいた、教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則に基づいて、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、働きがいのある学校づくりのために方針を策定し、必要な事項を定めています。

(資料に基づき規則の概要等説明)

教育課長 説明が終わりました。ご意見ご質問があればお願いします。

教育委員 方針の中に「従事時間申告表」を作成し、在校時間等の記録を徹底するようになっていますが、これは新たに作る必要があるものですか。

教育推進室長 佐用町では今まで記録簿を付けていますので、記録簿に読み替えてもらうのが良いと思います。

教育委員 文面には業務の持ち帰りについて原則禁止となっていますが、やむを得ず持ち帰るものもあると思います。持ち帰りについて、認められるものと認められないものの判断はどうなりますか。

教育推進室長 児童・生徒の個人記録になるものは持ち帰り禁止です。パソコン内のデータも、もちろん持ち出し禁止です。ただし、生徒のノートなどを持ち帰って点検することがないとは言えません。

教育委員 仮に、業務の持ち帰りの実態がある場合、その実態調査に努めるとありますが、具体的な手立てはありますか。

教育推進室長 記録簿のようなものは無いので、管理職の面談等で把握することになります。勤務時間内で本来の業務は終わらせたいところですが、現状ではそうでない学校もあります。

教育委員 早く帰る日を設定するなどの取り組みはされていますか。

教育推進室長 ほぼ全ての学校で、週1回は早く帰る日を設けています。ただ、定時退勤といっても正規の勤務時間ではありません。部活動終了後1時間以内であるとか、小学校においても1時間位経ってから帰るなど、各学校で定めているものです。

教育委員 規則で定められている定時で、一斉に帰ろうということではないのですね。確かに、生徒たちが帰るまでは学校に留まらざるを得ないので難しいですね。

教育委員 正規の定時からいえば、4時30分とか4時45分になると思いますが、その時間ではなかなか帰れないのが状況かと思います。

教育委員 虚偽の記録等の禁止の項目がありますが、実際に滞在する時間を短く記録した場合などは虚偽の申請となる訳ですが、その際の罰則規定みたいなものはありますか。

教育推進室長 罰則規定はありませんが、意識付けにはなると思います。

教育委員 正規の退勤時刻が4時30分や4時45分だとすれば、実際定時に帰るとするのは困難だと思います。もう少し現状にあったような始業時間や退勤時間にできないものですか。

教育委員 今後、GIGAスクールによる1人1台の端末が整備されると、先生方

も研修等をかなりしないといけないと思います。その分退勤時間も遅くなる可能性もあるので、そういった面も考慮した業務量の管理を考えないといけないと思います。

教育長 本来学校ですべきこと、学校以外ですべきこと、学校とは関係ない業務など棲み分けをしながらやってきましたが、そこも上手く割り切れない部分があり難しいところです。

下校指導などは、本来の学校業務ではないとも言われています。かと言って外部人材を入れようにも実態として人材確保が難しい面があります。子どもたちが帰った後でも、何かあった時の連絡係として誰かが残るなど、様々な要因があり指導し難いところです。しかし、少しずつでも業務改善ができるよう意識改革を図っていきたいと考えています。

教育委員 規則ができたことで規則の遵守を呼びかけやすくなり、個々の意識改革にもつながると思います。少しでも業務改善に繋がることを期待します。

教育課長 他にご意見はございませんか。

教育委員 (意見なし)

教育課長 他にご意見等が無いようですので、次に進めさせていただきます。

教育課長 (2) 社会教育及び社会体育施設の再開に伴う生涯学習事業の実施についてです。生涯学習課長より説明します。

生涯学習課長 緊急事態宣言解除後の5月20日以降、順次、社会体育施設・社会福祉施設については再開しております。体育館については6月27日からは制限を解除して再開するようになります。生涯学習課で予定していた3月から6月までの全ての事業を中止としていましたが、7月からの事業の方針や方向性について報告させていただきます。

(7月から12月までの事業について資料に基づき説明)

教育課長 説明が終わりました。ご意見ご質問があればお願いします。

教育委員 丘みどりのコンサートはちょうど1年延期ということになりましたか。

生涯学習課長　そうです。来年の3月に延期になりましたが、収容人員を2分の1とか3分の1に減らす制限が続いていれば、2回・3回公演を実施せざるをえないということになってきます。イベント会社との協議もありますので、難しいところではあります。他のイベントなどについても、こういう状況ですので先行きが見えない中で計画しているところもあり、今後情勢が落ち着いて、好転すればと思っています。

教育課長　　他にご意見、ご質問等ございませんか。

教育委員　　（意見なし）

教育課長　　他にご意見等が無いようですので、(3) 新型コロナウイルス感染症対策についてに移ります。教育推進室長より説明します。

教育推進室長　6月1日から学校が再開し、授業はできる限り密を避けて実施していません。原則マスクは着用していますが、暑くなってきていますので、登下校の際や体育の授業など、距離を取ることでマスク着用はしなくて良いようにしています。校内では手洗いの徹底、子どもたちが帰った後のアルコール消毒等の徹底もしています。子どもたちは家で検温をし、カードに記入したものを登校時に担任に見せて授業を始めるといった形をとっています。座席の配置についても向かい合って話をしないとか、締め切った空間で歌を歌わないとか、接触のある体育の授業などについては後回しにし、授業内容を組み替えて実施しています。

夏休みは9日間に短縮し、学校行事なども見直すことで今年度の授業時数については、この後第2波・3波が起これなければ今年度中に終われると考えています。

今後注意しなければならないのが熱中症についてです。従来の夏休み期間中も登校日に置き換わるため、コロナ対策と併せて熱中症対策が必要であると思っています。

教育課長　　説明が終わりました。ご意見ご質問があればお願いします。

教育委員　　給食は従来通りランチルームで食べていますか。

教育長　　密を避けるために、教室やランチルームなどに分散しています。1つのテーブルに6人から8人が座って食べる場合は、一定方向を向いたり席を

空けるなどの対応をとっています。

給食センター所長 佐用中学校では2年生が教室で食べて、1年生・3年生がランチルームで食べるようにしています。他の学校についても同じような取組をされています。

教育委員 エアコンが全学校に整備されましたが、換気については定期的に行うのか、窓を開けっぱなしにするのか、どのような方法が良いか考えていますか。

教育推進室長 窓を定期的にかけて換気することになると思います。

教育委員 ある先生は、30分おきに5分間窓を開けると仰っていました。

教育委員 インフルエンザの流行期の対処と同じように考えているということですね。

教育推進室長 学校毎に換気のタイミングや時間は違って来るかも知れませんが、同じような対応になると思います。

教育委員 夏休みが短縮され、登下校時の熱中症が心配されるが、何か対策は考えていますか。

教育課長 昨日も校長会を開き、その対策を協議していただいたところです。
新聞報道では、日傘やネッククーラーを使用する学校もあるようです。
本町においても、日傘等の使用や下校時間を遅くして、少しでも気温が下がった時間帯に一斉下校するなど検討しています。

給食センター所長 給食については、各自治体で対応が分かれています。
給食を提供できないという自治体は、午前中の授業が終われば給食を食べずに暑い時間帯に下校させるところもあるようです。

教育委員 登下校時のマスク着用は必須ですか。

教育課長 登下校時は、それぞれの距離を取ることでマスクは着用しなくて良いとしています。

教育委員 テレビの報道で、日傘をさすことで一定の距離が保たれ密を避けることができるし、熱中症対策にもなり一石二鳥だと報道していました。

教育委員 日傘が有効だということになれば、日傘も町の予算で購入するのですか。

企画総務室長 この度のコロナ関連については、子育て支援策として従来の子育て支援券に小中学校とも2万円を増額して支給していますので、これらを有効に活用していただければと考えています。

教育課長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

教育委員 (意見なし)

教育課長 それでは最後に(4)その他についてです。
それぞれの室から報告事項等ありましたらお願いします。

企画総務室長 特にありません。

教育推進室長 特にありません。

天文台公園長 6月1日より宿泊受付を開始しています。グループ棟に関してはキャンセルがありましたので、現在のところ予約はありません。コロナ対策についての対応ですが、全国の旅館ホテル衛生同業組合などが出しているガイドラインを基に、消毒などの感染拡大防止の対策を講じております。7月から繁忙期となりたくさんの方が訪れるようになりますので、その対応についても検討していきたいと思っています。

給食センター所長 7月の給食だよりをお配りしています。7月20日から8月末まで「夏献立」としています。夏場は食欲も落ちてきますので、品数を抑えながらも食べやすいものなど工夫した献立としています。

生涯学習推進室長 社会体育施設・生涯学習施設の再開に伴い、体育館の入り口などに手指消毒用のアルコールを配備しています。機器の消毒用にも消毒液とペーパータオルを配備しておりますし、職員が残量のチェックや補充などに定期的に巡回しています。マスクの着用・換気・3密にならない等の注意書きを利用者・団体にお渡しし注意喚起を促しています。利用者名簿の作成と

1ヶ月間の保管もお願いしており、万が一感染者が出た場合には名簿の提出をお願いすることになります。情報センター、スピカホール使用のガイドラインを現在作成しております。今後検討していくこととなりますが、文化祭や美術展の開催が予定されていますので、その展示方法や観覧方法、入退出の方法など3密を避けて開催するにはどうしたら良いかということを考えないといけないと思っています。

教育課長 それでは、予定しておりました協議事項については、全て終わりました。全体を通して何かご質問などありましたらお願いします。

教育委員 (意見・質問なし)

教育課長 ご意見等無いようですので、閉会の挨拶を教育長より申し上げます。

教育長 来週から学校訪問が始まります。子どもたちの学校生活の様子や、感染予防に対する取り組みを見ていただいて、ご意見を頂けたらと思います。本日はありがとうございました。

教育課長 次回の日程について、7月28日に予定しておりますのでよろしくお願ひします。本日はお疲れ様でした。

閉会 午後2時46分

佐用町教育委員会会議規則第16条の規定によりここに署名する。

令和2年7月28日

教育長 浅野博之

署名委員 岡本正